

# 5.税金・交通運賃等

## 税金等の軽減

### ①所得税 身 療 精

障害者が所得税の納税義務者本人又は控除対象配偶者・扶養親族の場合、下表の控除額が所得金額から差引かれます。

区 分	障 害 内 容	控 除 額
特別障害者 控除	・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳 ④、A ・精神障害者保健福祉手帳1級	40万円
	控除対象配偶者又は扶養親族が上記障害を お持ちで同居している場合	75万円
障害者 控除	・身体障害者手帳3級～6級 ・療育手帳B、C ・精神障害者保健福祉手帳2、3級	27万円

問合せ 所沢税務署 〒359-8601 所沢市並木1-7 ☎2993-9111  
ただし、給与から源泉徴収されている場合は勤務先の給与担当へ

### ②住民税 身 療 精

障害者が住民税の納税義務者本人又は控除対象配偶者・扶養親族の場合、下表の控除額が所得金額から差引かれます。

区 分	障 害 内 容	控 除 額
特別障害者 控除	・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳 ④、A ・精神障害者保健福祉手帳1級	30万円
	控除対象配偶者又は扶養親族が上記障害を お持ちで同居している場合	53万円
障害者 控除	・身体障害者手帳3級～6級 ・療育手帳B、C ・精神障害者保健福祉手帳2、3級	26万円

※住民税は本人の合計所得金額が125万円以下であるときは非課税となります。  
問合せ 市民税課（市役所2階）☎2998-9064 Fax 2998-9409

### \*高齢者の障害者控除対象者認定証について

身体障害者手帳をお持ちでない方でも、要介護認定を受けた65歳以上の方に対し、申請により障害者控除対象者認定書を発行します。この認定書を所得税の確定申告や住民税の申告時に添付していただくことにより所得控除を受けることができます。

・前年の12月31日現在65歳以上で、要介護1～5の認定を受けている方

※詳細についてはお問い合わせください。

問合せ 高齢者支援課 ☎2998-9120 Fax 2998-9138

### ③事業税 **身**

両眼の視力が0.06以下の視覚障害者が、あんま、マッサージ、はり、きゅう等医業に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税になります。

問合せ 所沢県税事務所 〒359-8585 所沢市並木 1-8-1  
☎2995-2112 Fax 2998-4408

### ④相続税 **身 療 精**

障害者が相続により財産を取得した場合、相続税額から一定額が控除されます。

区 分	障 害 内 容	控 除 額
特別障害者控除	・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳 ④、A ・精神障害者保健福祉手帳1級	(85歳—現在の満年齢) × 12万円
障害者控除	・身体障害者手帳3級～6級 ・療育手帳B、C ・精神障害者保健福祉手帳2、3級	(85歳—現在の満年齢) × 6万円

※平成22年3月31日以前に財産を取得した場合は、満70歳に達するまでの年数により控除額を計算

問合せ 所沢税務署 〒359-8601 所沢市並木 1-7 ☎2993-9111

### ⑤贈与税 **身 療 精**

一定の信託契約に基づいて特別障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち6,000万円までは贈与税がかかりません。  
なお、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署に提出する必要があります。

対象 ・身体障害者手帳1級、2級の方  
・療育手帳 ④、Aの方  
・精神障害者保健福祉手帳1級の方

問合せ 所沢税務署 〒359-8601 所沢市並木 1-7 ☎2993-9111

### ⑥固定資産税 **身 療 精**

平成19年4月1日から平成32年3月31日までの間に次の方が居住する住宅にバリアフリー改修工事が行われ、改修の自己負担額が50万円を超えた場合に、翌年度分(1年間)の固定資産税額(一戸当たり100㎡分までを限度)の1/3が減額されます。

対象 ・工事完了年の翌年の1月1日における年齢が65歳以上の方  
・要介護認定又は要支援認定を受けている方  
・障害のある方(地方税法施行令第7条該当)

\*対象の方が該当家屋に居住し、新築後10年以上経過しており、改修後の床面積が50㎡以上で、居宅割合が2分の1以上の家屋が要件となります。

\*工事内容など、詳細についてはお問い合わせください。

問合せ 資産税課(市役所2階) ☎2998-9068 Fax 2998-9409

## ⑦自動車税・自動車取得税・軽自動車税 **身 療 精**

障害者又は障害者と同一生計にある方が所有する自動車を障害者のために使用する  
場合、自動車税・自動車取得税・軽自動車税が減免されます。

対象 下表に当てはまる身体障害者、知的障害者、精神障害者  
 <障害者1人に対し自動車(又は軽自動車)1台に限る>

障 害 区 分		減 免 の 対 象
視覚		1～3級、4級のうち両眼の視力の和が0.09～0.12
聴覚		2、3級
平衡機能		3級
音声又は言語機能		3級(喉頭摘出者に限る)
肢体不自由	上肢	1、2級
	下肢	1～6級
	体幹	1～3級、5級
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢	1、2級
	移動	1～6級
内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓)		1、3級(免疫機能障害・肝臓機能障害は1級～3級)
療育手帳		㊤、A
精神障害者保健福祉手帳		1級(自立支援医療受給者証所持者に限る)

申請先 自動車税・自動車取得税…自動車税事務所 所沢支所 又は 所沢県税事務所

※自動車の取得時期、申請時期により減免内容が異なります。

軽自動車税…市民税課 ※減免には申請期限があります。また、既に支払った  
年度については申請できません。

制度詳細、必要書類につきましては、申請先へお問い合わせください。

※ただし、身体障害者であり、障害名が「脳梗塞による左上肢機能障害、左下肢機能障害」というような複数の障害がある場合は、障害の区分ごとに級(上肢〇級、下肢〇級)を確認するため、該当する方は障害福祉課(18歳未満はこども福祉課)で「証明書」の発行を受けてください。

※再認定等によって等級が変わった場合は問合せ窓口で変更手続きが必要です。

問合せ 自動車税・自動車取得税について

・埼玉県自動車税事務所 所沢支所

〒359-0026 所沢市牛沼 690-1 ☎2998-1321 Fax 2991-1009

・所沢県税事務所

〒359-8585 所沢市並木 1-8-1 ☎2995-2137 Fax 2998-4408

軽自動車税について 市民税課 ☎2998-9064 Fax 2998-9409

「証明書」について 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

こども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035

## ⑧保育料 **身 療 精**

子ども・子育て支援法による保育園、認定こども園、地域型保育事業に在園する児童の同一世帯に、心身障害児（者）がいる場合、減免申請をすると、保育料の認定階層が2階層低位となります。

**対象** 在園児童の同一世帯に下記の手帳を所持している方がいる世帯

- ・身体障害者手帳1級、2級
- ・療育手帳 ㊤、A、B
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級

**持ち物** 障害者手帳

※減免申請のあった翌月の保育料から適用されます。（遡及適用不可）

※詳細についてはお問い合わせください。

**問合せ** 保育幼稚園課（市役所2階） ☎2998-9126 Fax 2998-9035

# 交通運賃等の割引・補助

## ① JR旅客運賃 **身** **療**

区 分		割引対象 乗車券	割引率	割引区間
身体 障害者 手帳	単独で利用	普通乗車券	5割	片道 100km を 超える区間*
	介護者付き添いで利用 (第1種身体障害者のみ)	普通乗車券 定期券 回数券 急行券	5割 (介護者も同率割引)	全線
	12歳未満の第2種身体障害 者が介護者付き添いで利用	定期券	5割 (介護者のみ)	全線
療育 手帳	単独で利用	普通乗車券	5割	片道 100km を 超える区間*
	介護者付き添いで利用 (A、Aの方のみ)	普通乗車券 定期券 回数券 急行券	5割 (介護者も同率割引)	全線
	12歳未満でB、Cの方が介 護者付き添いで利用	定期券	5割 (介護者のみ)	全線

\*西武鉄道のみ利用では片道 50km 以上 (私鉄の運賃割引は JR の場合に準じます)

(注) 第1種、第2種身体障害者の区分について→73ページ

**利用方法** 乗車券購入の際に、発売窓口で手帳を提示します。

**問合せ** 各駅又は下記まで

西武鉄道 ☎2996-2888 JR 東日本 ☎050-2016-1600

## ② 航空運賃 (国内線) **身** **療** **精**

航空機を利用する際に、国内線の運賃が割引になる場合があります。

詳細は各航空会社にお問い合わせください。

**手続き** 搭乗券を購入する際、手帳を提示します。

**問合せ** 各航空会社・代理店まで (主な航空会社のみ掲載)

航空会社	連絡先
JAL プライオリティ・ゲストセンター	☎0120-747-707
	☎03-5460-3783
	Fax0120-747-606
ANA おからだの不自由な方の相談デスク	☎0120-029-377
	☎0570-029-377
	Fax0120-029-366
スカイマーク 予約センター	☎0570-039-283
ソラシドエア 予約センター	☎0570-037-283
スターフライヤー 予約センター	☎0570-07-3200

障害  
手帳等

相談・  
支援の  
窓口

手当  
・年金等

医療費の  
助成

税金・  
交通運賃等

在宅福  
祉サー  
ビス

社会参  
加

住宅・  
施設

その他

### ③バス運賃 身 療 精

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳（写真貼付の有る手帳に限る）の交付を受けた方が県内発着のバスを利用する場合、運賃が5割引になります。（定期券は3割引）

※第1種身体障害者および療育手帳をお持ちの方は介護者も同率割引になります。

**利用方法** バスを降車する前に運転手に手帳を提示します。（PASMOの場合も同様）

**問合せ** 各バス会社営業所等

西武バス 所沢営業所 ☎2942-8864 運輸営業課 ☎2995-8130

### ④ところバスの運賃 身 療 精 難

本市に住民登録をされている方で、下記のA～Eの手帳や受給者証をお持ちの方は、ところバスを無料でご利用いただけます。担当の窓口で、オレンジ色の『特別乗車証』の交付を受けてください。

**対象者**

A. 身体障害者手帳をお持ちの方（第1種は介護者も無料）

B. 療育手帳をお持ちの方（介護者も無料）

C. 特定疾患、指定疾患、小児慢性特定疾病、指定難病医療受給者証をお持ちの方

D. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

E. 被爆者健康手帳、被爆者二世健康手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方  
※上記に該当しない方でも、本市に住民登録をされている満65歳以上の方及び『介護保険被保険者証』をお持ちの方は緑色の『特別乗車証』の交付を受けることで、100円でところバスにご乗車いただけます。なお、緑色の『特別乗車証』の代替として、『介護保険被保険者証』が使用できます。

**問合せ**

上記のA～Cをお持ちの方：障害福祉課

Dをお持ちの方：こころの健康支援室又は障害福祉課

Eをお持ちの方：交通安全課

障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

こころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178

交通安全課 ☎2998-9140 Fax 2998-9061

★A～Eについて、交通安全課、各まちづくりセンター、市民課サービスコーナーでも交付の手続きが可能です。

### ⑤タクシー料金 身 療

**割引率** メーター表示額の10% ※種別がわかるように写真欄を開いて提示してください。

**対象** 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた方

**問合せ** 各タクシー事業者

障害  
手帳等

相談・  
支援の  
窓口

手当  
・年金  
等

医療費  
の助成

税金・  
交通運  
賃等

在宅福  
祉サー  
ビス

社会参  
加

住宅・  
施設  
その他

⑥タクシー使用料の補助 **身療精**《※下記⑦のガソリン費補助との選択制》

補助対象者 (在宅の方が対象となります)		配付枚数 (1年度につき)
身体障害者手帳	1級の <b>透析患者</b> の方	72枚
	一般生活保護受給者	48枚
	1級の方(透析患者以外)	
	2級の <b>肢体不自由</b> の方	24枚
2級の方(上記以外)		
療育手帳	③の方	48枚
	Aの方	24枚
精神障害者保健福祉手帳	1級の方	48枚

ただし、次の方は補助対象外となります。

- ・施設に入所している方
- ・3ヶ月以上継続して入院している方

- ・車椅子等で福祉タクシー(車椅子・寝台車)をご利用の方には福祉タクシー利用券と同じ枚数の介助料等利用券を交付します。
- ・福祉タクシー利用券は一般・福祉タクシーに乗車の際、一回1枚ご利用で初乗運賃相当額(上限730円)の補助となります。
- ・介助料等利用券は福祉タクシーでのみ利用でき、福祉タクシー利用券と一緒に利用することで1枚1,000円までの補助となります。2枚までご利用になれます。
- ・上記⑤のタクシー料金の割引と併用が可能です。
- ・タクシー券は、申請月からの適用になります。年度途中で申請される場合には、上記の枚数から月割した分を配付します。
- ・介助料等利用券の交付者のうち、特に市長が認める場合については、審査の上さらにタクシー券を追加交付できる場合があります。要件、手続方法などはお問い合わせください。

持ち物 手帳、印鑑

問合せ 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

⑦自動車ガソリン費補助 **身療精**《※上記⑥のタクシー使用料の補助との選択制》

補助区分	補助対象者 (在宅の方が対象となります)	補助金の上限額	
		対象者が 運転する場合	同一生計者が 運転する場合
I	1級・2級の下肢・体幹障害	月額3,000円	月額1,500円
II	1級・2級の身体障害 (I区分以外)	月額1,500円	
	3級の下肢・体幹障害		
	療育手帳③・A 精神障害者保健福祉手帳1級		

ただし、次の方は補助対象外となります。

- ・施設に入所している方
- ・3ヶ月以上継続して入院している方

※使用する自動車は、障害者本人又は同一生計者の所有するもの(1台)に限ります(法人名義は不可)。運転をする方も障害者本人又は同一生計者に限ります。

- ・ガソリン費補助は、申請月からの適用になります。
- 持ち物 手帳、運転免許証(コピー可)、車検証(コピー可)、本人名義の金融機関の口座
- 問合せ 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

### ⑧有料道路料金 **身** **療**

区 分	運 転 者	自 動 車 の 範 囲
第1種身体障害者	本人又は介護者	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車（これらの者が所有していない場合は、当該障害者を日常的に介護している者が所有する車）
療育手帳 <sup>ア</sup> 、Aの方	介護者	
第2種身体障害者	本人	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車

※ 割引適用は手帳所持者本人が同乗している場合に限りです。

※ 営業車、レンタカー、法人名義の車は対象外です。

割引率 50%割引

利用方法 手続き時にお渡しする『有料道路における障害者割引制度のご案内』を必ずご一読ください。

- ・ ETCを利用しない場合

料金所で手帳（市で車両登録の押印を受けたもの）を提示して割引を受けます。

- ・ ETCを利用する場合

ETCカードを車載器に挿入してETCレーンを通過すると、システム上でデータを確認し、割引処理がなされます。ただし、有料道路事業者が設置する窓口への事前の登録が必要になります。

持ち物

- ・ ETCを利用しない場合

- ①障害者手帳
- ②車検証
- ③運転免許証(本人運転の場合)

- ・ ETCを利用する場合

- 上記①～③に加え、
- ④ETCカード(原則、障害者本人名義のもの)
  - ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書

問合せ

障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

(18歳未満の方はこども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035)



# その他の各種割引

## ①NHK受信料 **身 療 精**

全額免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳を所持する方がいる世帯で、世帯員全員が市町村民税非課税で、その世帯の中に契約者がいる場合</li> </ul>
半額免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳を所持する視覚障害者、又は聴覚障害者の方が世帯主で契約者の場合</li> <li>身体障害者手帳1級又は2級の方が世帯主で契約者の場合</li> <li>療育手帳④又はAの方が世帯主で契約者の場合</li> <li>精神保健福祉手帳1級の方が世帯主で契約者の場合</li> </ul>

**手続き** 証明書の交付を受け、NHK川越営業センターへ提出します。  
〒350-1190 川越市脇田本町 14-23 カーニープレイス川越  
☎049-246-3111

**証明書の交付**

- 身体障害者手帳また療育手帳をお持ちの方  
障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147
- 精神保健福祉手帳をお持ちの方  
こころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178

**持ち物** ①手帳 ②印かん を持参  
※全額免除を受ける場合、最近所沢市に転入してきた世帯については、世帯員全員の前住所地で発行された非課税証明書が必要です。

## ②郵便はがきの無料配布（青い鳥郵便はがき） **身 療**

身体障害者1、2級の方、療育手帳 ④、Aの方にはがき20枚を無償で配布します。

**申込み** 4～5月の間に、最寄りの郵便局に申込みます（手帳持参）。

**問合せ** 所沢西郵便局（若狭 2-2594-1 ☎2947-8015）又は最寄りの郵便局

## ③郵便料金 **身**

点字郵便物、点字ゆうパックについては、郵便物の内容により料金が割引になります。詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

**問合せ** 所沢西郵便局（若狭 2-2594-1 ☎2947-8015）又は最寄りの郵便局

## ④携帯電話基本使用料等の割引 **身 療 精 難**

下記の手帳や受給者証を所持する方を対象に、携帯電話基本使用料等の割引をします。事業者により割引の内容は異なりますので、詳しくは下記の各携帯電話事業者問い合わせ先又は各携帯電話取扱店窓口にお問合せください。

**対象者** 下記の手帳や受給者証をお持ちの方  
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、  
指定難病医療受給者証等

**問合せ** 各携帯電話事業者又は各携帯電話取扱店窓口

- NTTドコモ ☎0120-800-000
- au ☎0077-7-111
- ソフトバンク ☎0800-919-0157